

白山市親善交流助成要綱

〈目 的〉

第1条 親善友好都市との幅広い市民交流を促進し、地域の活性化と世界に開かれたまちづくりに資するため、個人又は団体等が行う交流活動に対して助成することを目的とする。

〈定 義〉

第2条 親善友好都市とは、親善友好都市、姉妹都市及び友好都市をいう。

〈対 象〉

第3条 助成を受けることができる者は、市内在住の白山市国際交流協会の普通会員又は特別会員で、次の各号の一に該当する交流活動を行う者とする。

- ① 親善友好を目的としたスポーツ等の交流活動
- ② 青少年のホームステイ派遣交流
- ③ 前2号のほか、会長が特にその意義を認めた交流活動

〈基 準〉

第4条 交流活動に対する助成基準は、別表のとおりとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

〈補 則〉

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。